

令和 7 年度東大阪市健全化判断比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算における健全化判断比率を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

健全化判断比率

(単位：％)

項 目	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.25	20.0
連結実質赤字比率	—	16.25	30.0
実 質 公 債 費 比 率	3.6	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0	

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額はないため「—」となる。

将来負担比率は将来負担額より充当可能財源等が大きいため「—」となる。